

15.9.9
491

職工ノ生活ヲ續ケタカ何ノ者モ働ク程貧乏ニテ行クガカ、ル運命ニ置
 カレテ甘ヌルカ、吾等ハ團體ノ力ニ依リ此運命ヲ開拓シ資本家ヲ直ニテ行クノ
 使命ヲ持ツテアル然レニ利害上吾等ノ運動ニ裏切りヲ為ス仲間ハアル之
 レガ吾等ノ常ニ運動ヲ不結果ニ終ラシムルニテアル、組合ノ團體ハ只ニ同盟ノ
 惹ツタ時バカリニ必要トシナイ労働組合ハストライキノ武器デアリ無事ニ
 扱フベカラズ要ハ工場ノ全員ハ團結ニテ訓練シテ行クナラ此様ノベテ捧
 ナ事ハ出来ヌ之レモ評議會ノ一ツハ罪デアル、諸君ヨ團結ニテ此ノ全
 成シストライキノ場合ハ死カテ盡シテ一致シテ戦線ニ立テ以テ此ノ福
 利ヲ得ラレン覺悟ヲ要トスルト思フ。

券秘茅ニ〇〇〇號

大正十五年九月七日

警言視總監 太田政弘

内務大臣 沢口雄幸 殿
 社會局長 岡隆一郎 殿
 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知
 福岡 千葉 埼玉 福島
 各府縣 知事 殿

隅田川精鉄所ノ職工解雇
 ニ關スル件 (第三報……解決)